資料４

地域生活支援拠点等の整備状況について

- 障がい者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、居住支援のための５つの機能について、地域の実情に応じた創意工夫により整備。（地域生活支援拠点等の整備）
- 国の基本指針：令和２年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも１か所整備。
  令和５年度末までの間、各市町村又は圏域に１つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年１回以上運用状況を検証及び検討。

	機能	国が求める機能
1	相談	常時の連絡体制を確保し、緊急事態等に必要なサービスのコーディネートや相談・支援を行う機能
2	緊急時の受入・対応	常時の緊急受入体制等を確保したうえで、緊急時の受入や医療機関への連絡等の対応を行う機能
3	体験の機会・場	地域移行支援や親元からの自立等にあたって、ＧＨや一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能
4	専門的人材の確保・養成	専門的な対応ができる体制の確保や人材の養成を行う機能（医療的ケア・行動障がい等）
5	地域の体制づくり	地域のニーズに対応できるサービス提供体制の確保、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

大阪市では様々な社会資源（障がい福祉サービス事業所等）がある。
そのため、地域生活支援拠点等については、障がい者の生活を地域全体で支える面的な体制の整備を行う。

面的な体制整備
（イメージ図）

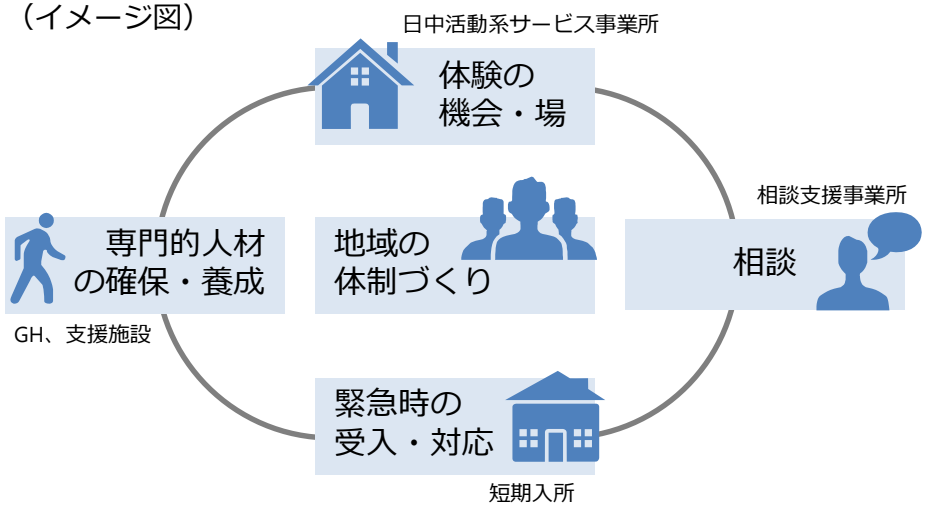

これまでの取組内容と今後の課題

令和５年３月現在

	機能	これまでの取組内容		今後の主な課題
1	相談	・各区障がい者相談支援センターを『基幹相談支援センター』と位置付けて体制を強化し「相談」機能を充実（平成30年度～） ・相談件数の増加、相談者の課題の複雑・多様化に対応できるよう各区障がい者基幹相談支援センターの職員体制を強化（令和３年度～）	**各機能を担う障がい福祉サービス事業所等の登録を開始**（令和４年度～）	・各地域の相談支援体制の質及び量の確保
2	緊急時の受入・対応	・夜間・休日等に介助者が急病等により不在となる事態が生じた場合に居宅を訪問する等して支援を行った際の経費を支給する「障がい者夜間・休日等緊急時支援事業」を実施（令和元年度～） ・介助者不在になった障がい者を施設で一時的に保護し、生活の相談に応じる「障がい者緊急一時保護事業」を実施（令和２年度～）		・緊急時の受入機能を担う短期入所事業所等の登録推進
3	体験の機会・場	・入所施設・精神科病院からの地域移行の際の体験の機会・場の提供は、法定給付である「地域移行支援」により対応 ・地域移行支援の利用促進のため、地域移行支援事業者が市外の入所施設・精神科病院へ訪問する際に必要となる交通費を支給する事業を実施（平成30年度～） ・**親等の介護者と同居する障がい者に対する一人暮らし体験や、施設入所者に対する地域生活体験の機会を提供する事業の実施**（令和４年度～）		・一人暮らし体験や施設入所者の地域生活体験事業の活用に向けた取組（入所施設への訪問等を通じた周知・啓発）
4	専門的人材の確保・養成	・相談支援専門員に対する研修及び専門的な観点から助言等を行うスーパーバイザーの派遣を行う「障がい者相談支援調整事業」を実施（平成30年度～） ・各区障がい者基幹相談支援センターにおいて相談支援従事者研修の実習受入（令和２年度～） ・各区障がい者基幹相談支援センターに主として人材育成や地域づくりを担う主任相談支援専門員を配置（令和３年度～）		・地域の人材育成や地域づくりを担う主任相談支援専門員の指定相談支援事業所への配置に向けた仕組みづくり
5	地域の体制づくり	・区保健福祉センターが「調整役」となり、様々な分野の関係機関により支援方針を検討・共有できる総合的な支援調整の場である「つながる場」に参画し、機能を強化（令和元年度～） ・介護保険分野との連携を強化するため、介護保険サービスと障がい福祉サービスとの適用関係に関する資料を作成し、介護保険事業者及び障がい福祉サービス事業者に周知（令和２年度）		・各区において実践されている相談支援体制の充実に資する取組の共有